

和歌山県地域がん登録事業実施要綱

第1 目的

和歌山県のがんによる死亡率は全国的に見て高い水準が続いており、がん対策は県民の保健・医療上重要な課題であり、この対策を有効かつ効果的に推進するためには、がんにかかわる情報の正確な把握が不可欠である。

このため、地域がん登録を実施し、がんの罹患率及び生存率の推計等がんにかかわる医療情報を収集・解析することにより、今後のがん対策の効果的な推進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

和歌山県は、医療機関をはじめとする関係機関の協力を得て、本事業を実施するものとする。

第3 業務委託

- 1 和歌山県は、地域がん登録に係る情報収集・集計分析等業務（以下「委託業務」という。）について、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「和医大」という。）へ委託を行う。
- 2 その他、委託に際して必要な事項については、和歌山県及び和医大双方にて協議の上、別に定めるものとする。

第4 登録室

- 1 和医大は、委託業務の遂行のため、がん登録室（以下「登録室」という。）を設ける。
- 2 登録室の管理・運営については、和医大において責任者を置くこととし、和医大は、委託業務の遂行に際して必要な態勢を整備し、業務の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 登録室は、委託業務の遂行に要する地域がん登録標準データベースシステムに係る機器を設置する。

第5 対象疾患

登録の対象は、県内の医療機関で次のとおり診断又は治療されたものとする。

- (1) 上皮内がんを含む全悪性新生物
- (2) 頭蓋内の良性腫瘍

第6 登録の方法

次の各号に掲げる手順により、がん患者にかかわる情報の届出及び人口動態調査死亡票（人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）第6条に定める様式第2号。以下「死亡票」という。）による全死亡についての確認を行い、個々の患者情報等を登録するものとする。

(1) 医療機関からの届出

- ア 県内に所在する医療機関の医師は、第5に規定する疾患を診断したときは、悪性新生物患者届出票（以下「届出票」という。）（様式第1号）に所要事項を記載のうえ、登録室あてに送付するものとする。
- イ がん診療連携拠点病院、和歌山県がん診療連携推進病院及び院内がん登録実施医療機関にあっては、院内がん登録システムを利用して地域がん登録に必要な電子データを出力し、これを電子

媒体で登録室へ送付するとともに、データの確認を行う必要があるため、印刷出力の届出票も併せて提出する。

(2) 出張採録

登録は原則として医療機関からの届出によるが、必要な場合は、医療機関の協力を得て、出張採録を行うものとする。

(3) 死亡小票による登録

ア 各保健所は、当該月分の死亡小票を、別途指定する日までに、和歌山県福祉保健部健康局健康推進課（以下「健康推進課」という。）へ提出するものとする。

イ 健康推進課は、各保健所から提出された死亡小票を取りまとめ、登録室へ送付するものとし、登録室は、送付された死亡小票の確認と必要な事項の登録を行い、登録終了後は死亡小票の完全消去処分を行う。

(4) 遡り調査

死亡小票のデータから把握したがんによる死亡者の中で、医療機関からの届出及び出張採録による情報採取による登録が行われていない者については、死亡小票のデータから把握した当該死亡者を診療した医療機関に対して、遡り調査を実施する。

(5) 生存確認調査

生存確認調査は、登録後5年経過した時点で死亡情報を把握していない者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2、第20条第2項及び第5項又は同法第30条の8及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）に基づき、生死の状況を確認するものとする。

(6) 登録

登録室は、第1号から第5号により情報を取得したときは、内容を精査し、患者ごとに所要事項を登録する。

(7) 医療機関からの届出及び出張採録並びに遡り調査についての協力費

登録室は、医療機関からの届出及び出張採録並びに遡り調査に対する協力費として、1件につき200円を支払う。支払については、一定期間分をまとめて処理する。

第7 集計、分析

登録室は、第6の方法により登録した情報について、必要な集計、分析を行い、その結果を取りまとめて和歌山県へ報告する。

第8 結果の公表

和歌山県は、集計、分析した結果の報告を必要に応じて公表する。

第9 情報の提供

- 1 本事業で得た情報は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進ならびにがん医療の向上に寄与する目的に資すると認められる場合は、提供することができる。
- 2 提供方法等その手続きについては、別に定めるものとする。

第10 事業の周知

本事業の周知については、和歌山県が関係機関の協力を得て行うものとする。

第11 秘密の保持

- 1 本事業の実施に携わる者は、この業務に関連して得た秘密は他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。
- 2 前項の規定は、第9に定める情報の提供を受けた者について準用する。

第12 届出票等の保存

届出票等の保存は、次のとおりとする。

- (1) 届出票 永年
- (2) 登録した電子媒体 永年

第13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。